

## 町民課だより

(第3子) 15,000円  
中学生(一律)  
10,000円

手続きに必要な物

お知らせ  
子ども手当の手続き  
はお済みですか？

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が公布され、平成23年10月から3月までの子ども手当の制度が決まりました。平成23年10月分から子ども手当の支給を受けるためには、今まで子ども手当を受けていた方も含め、すべての方の認定請求書の提出が必要となります。まだ手続きがお済みでない方は、3月末までに手続きを行ってください。

支給対象者  
この町に住所を有し、中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方(児童養護施設の設置者や里親なども含みます)。

支給金額  
0〜3歳未満(一律)

15,000円

3歳〜小学校修了前

(第1子・第2子)

10,000円

お知らせ  
高額な外来診療を受  
ける皆さんへ

4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証や被保険者証を提示すれば、ひと月の医療機関などの窓口での支払が一定の金額にとどめられます。

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で医療保険者から高額療養費としてお返ししていましたが、4月1日からは、医療機関などの窓口で限度額認定証を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

詳しいことについては、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方は、町民課、それ以外の医療保険に加入されている方は、各保険者へお問い合わせください。

問い合わせ

町民課

☎893-1117

## 国民年金だより

お知らせ  
「存じですか？」  
「学生納付特例制度」と  
「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月初めに再申請の用紙が送られてきます。

で、引き続き学生であれば、必要事項を記入の上ご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されませんが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

問い合わせ

高知西年金事務所

☎875-1717